

大阪府公衆浴場入浴料金審議会議事録

と き 平成 26 年 3 月 5 日（水）10 時～

ところ 国民会館住友生命ビル 12 階 小ホール

事務局 : 本日は、大変お忙しい中「平成 25 年度第 2 回大阪府公衆浴場入浴料金審議会」にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。まず、はじめに環境衛生課長桐山からごあいさつ申し上げます。

桐山課長 : 環境衛生課長をしております桐山でございます。本日は委員の皆様におかれましては、年度末のお忙しいところ、大阪府公衆浴場入浴料金審議会にご出席いただき、誠にありがとうございます。また、日ごろより本府生活衛生行政の推進に格別のご理解、ご協力を賜りまして、あらためてお礼申し上げます。さて、ご承知のように一般公衆浴場では入浴者の減少、また、燃料費などの経費の上昇をはじめ、4 月からは消費税率の引上げも加わりまして、更なる経営状況の悪化が懸念されているところでございます。このような状況の中で、公衆浴場組合の方からは 6 年ぶりの料金改定について強い要望も寄せられておりまして、そういう経緯の中で本審議会をスタートさせていただきました。昨年 12 月 25 日、年末でしたけれども、第 1 回の審議会を開かせていただきまして、その中で 70 件の標準公衆浴場の選定をし、経営状況調査を実施しました。その調査結果につきましては、先般、2 月 24 日に開催いたしました学識経験者による小委員会においてさまざまな解析を加えていただきまして、本日の第 2 回の審議会の資料とさせていただいております。本日はその調査結果を受けまして入浴料金の改定が本当に必要なのかどうかということ、並びに必要であるならばどれくらいの額の改定が必要かという方向性をご審議いただきたいと考えております。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

事務局 : ありがとうございます。

早速ですが、本日の配布資料の確認をさせていただきます。お手元の資料の上から順にご覧いただきたいと存じます。次第と 18 ページものの経営状況調査関係資料及び別紙 1 から 3 及び第 1 回目の審議会議事録となっております。過不足がございましたらお申出ください。

それでは、ただいまから「平成 25 年度大阪府公衆浴場入浴料金審議会」を開会いたします。

本日の委員の出席についてご報告いたします。委員総数 14 名のところ、高尾委員、見鳥委員、浅利委員、田中委員が都合により御欠席でございまして、

出席委員は**10**名であり、委員総数の**2**分の**1**以上がご出席でございますので、審議会規則第**5**条第**3**項により本審議会は有効に成立しておりますことをご報告いたします。

まず、初めに前回の審議会の議事録が配付されているかと思いますが修正等必要なところがございますでしょうか。

意見がないようでしたら議事録について確定させていただき、ホームページ上の公開をさせていただきたいと思います。

それでは、これからの進行につきましては、小田会長にお願いいたします。

小田会長よろしくお願いたします。

小田会長 : これより議事に入ります。**2**月**24**日、本審議会の学識経験者の**1**号委員による小委員会を開催し、平成**24**年標準公衆浴場の経営状況調査結果の解析を行い、営業費用等の資料の精査を行いました。

本日は、この資料について各委員からご意見をお伺いして、入浴料金をどうしていくべきか答申案に向けての方向性について検討していきたいと考えています。

では、前回審議会で決定しました標準公衆浴場**70**施設の経営状況調査結果と関係資料について、事務局から説明願います。

事務局 : お手元の平成**25**年度大阪府公衆浴場入浴料金審議会資料に沿って説明をさせていただきます。

目次をご覧ください。全部で**18**項目ございます。

目次をめくっていただきまして資料の**1**ページをご覧ください。この表は、平成**24**年の大阪府が実施した基礎調査をもとに**1**日の大人の入浴者数を**50**人ごとの階層・燃料別に区分し、その中から**70**施設を選定した結果を表しています。選定した階層別の施設数は基礎調査での階層の施設数の割合とほぼ同じ割合で選定されています。選定数は、個人で**56**施設、法人で**14**施設となっています。それぞれの階層の施設は表に記載されているとおりです。

2ページをご覧ください。この表は、平成**10**年から選定した階層別の施設数を記載しています。選定しました階層は、以前は**1**～**50**人等の低い階層の施設は選定されていませんでしたが、府下の一般公衆浴場全体の施設数が減少する中、今回は**1**～**50**人の階層も含めて選定いたしました。

3ページをご覧ください。今回、選定しました**70**施設に個人経営から確定申告時の青色申告書、法人経営から決算書等を提出していただき、表に記載しました項目について調査を実施いたしました。収益の部としては、年間の入浴料金による収入、営業外収入、その他の利益について調査しました。営業費用としては、人件費、水道料金、燃料費、電気料等**14**項目について調査いたしました。資本としては、個人経営では青色申告の「元入れ金」及び「青

色申告特別控除前の所得金額」を法人では決算書の「純資産」について調査を行いました。

次に **4** ページに個人と法人経営の総収支の実績表を掲載しています。左側に個人・右側に法人の表となっています。どちらも階層が大きくなるほど収益合計が増え、営業費用合計もほぼ大きい傾向になっています。個人・法人どちらも右端の列に **1** 浴場の平均を記載しておりまして一番上の入浴料金収入を見ますと個人で **1270** 万 **6385** 円、法人で **1657** 万 **6293** 円で法人の方が **386** 万 **9908** 円多い結果でした。一番下の行の営業費用合計を見ますと個人で **1258** 万 **4354** 円、法人で **1925** 万 **6953** 円で法人の方が **667** 万 **2599** 円多い結果でした。

続いて **5** ページをご覧ください。個人、法人全体を合わせた **70** 施設の **1** 浴場平均の収益及び営業費用合計の結果を平成 **9** 年から順に並べています。右端の列の平成 **24** 年のところをご覧くださいと一番上の行の入浴料金収入が **1348** 万 **0366** 円、一番下の行の営業費用合計が **1391** 万 **8874** 円で、営業費用合計が **43** 万 **8508** 円上回っているという結果でした。

6 ページをご覧ください。**1** 日の大人 **1** 人あたりにかかる営業費用の計算方法を記載しております。まず、年間の入浴料金収入を年間営業日数 **312** 日と現行の大人の **1** 日入浴料金 **410** 円で割りますと、**1** 日の大人に換算しました入浴者数が計算されます。**1** 年間の営業費用を年間営業日数 **312** 日と **(1)** で計算しました入浴者数で割りますと **1** 日の大人 **1** 人あたりにかかる営業費用が計算されます。この計算方法により平成 **24** 年度実績をもとに計算した結果、大人 **1** 人あたりの営業費用は **424** 円という結果でございました。

別紙 **1** のグラフをご覧ください。ただ今の計算方法で **70** 施設について施設ごとに **1** 日の大人 **1** 人あたりにかかる営業費用を算出し、費用の少ない順番に左から **70** 施設を並べております。左端の費用の一番少ないところで約 **260** 円、右端の一番多いところで約 **730** 円営業費用がかかっています。**70** 施設の中間にあたる **35** 番目の施設では **420** 円でした。また、平成 **24** 年実績から得られた大人 **1** 人あたりの営業費用の平均値の **424** 円で営業している施設は **37** 番目の施設にあたります。現行の **410** 円で営業している施設は左から **29** 番目あたり中央値、平均値が **410** 円よりも高くなっている状況でございます。この調査結果では、**29** 番目よりも左側の施設では、大人 **1** 人 **410** 円の料金で営業費用を賄っていますが **30** 番目以上は **410** 円では賄っていない状況でございませぬ。基本的に営業費用を単純に利用者数で割りますので利用者数が減少すれば **1** 人あたりの料金に跳ね返ってきます。平均値の **424** 円と現行の **410** 円とは、**14** 円の差が出てきております。

続きまして、**7** ページをご覧ください。**7** ページ、**8** ページ、**9** ページに燃料

費、電気料金、人件費の関係資料を添付しております。7 ページは、大阪府公衆浴場業組合が購入しています重油価格の表とグラフでございます。最近は、また増加傾向にあり平成 24 年からの重油価格の増加率を見ますと 17%の上昇が見られます。

続いて、8 ページをご覧ください。大阪ガスから提供いただきましたガスの原料価格の変動を記載した表とグラフでございます。ガスの原料価格につきましても平成 25 年から 19%の上昇が見られます。

続いて 9 ページをご覧ください。関西電力から提供いただきました電気料金の価格の変動を記載した表とグラフでございます。平成 24 年から電気料金が上昇傾向にあり 12.4%の増加率となっています。また、電気・ガス料金につきましては、先日、4 月からさらに値上げが行われると各電力・ガス会社から発表されています。

続いて 10 ページをご覧ください。大阪府総合労働事務所から提供いただきました府内労働組合の春季賃上げ妥結状況の人員費の賃上げ率等を記載した表でございます。一番下の行の平成 25 年度は 1.79%の賃上げ率でございます。

続きまして 11 ページをご覧ください。平成 25 年 12 月 25 日に出されました厚生労働省の通知文を添付しております。下記 1 に記載されておりますとおり、入浴料金の統制学には消費税が含まれております。4 月から消費税率が 5%から 8%に改定されることも検討する必要がありますので、消費税について簡単にご説明させていただきます。

12 ページから 15 ページにかけて消費税に関する資料を添付しております。12 ページは国税庁のホームページで発表されている資料ですが 4 月 1 日から 8%、27 年 10 月 1 日から 10%が予定されているとのことです。13 ページの左下をご覧ください。消費税の負担と流れについて模式図が記載されています。ご承知のとおり、消費税は、売上げに対して現在、5%分を国及び地方に納めることとなります。消費税は消費者が負担し業者が仕入れにかかった消費税額を控除して納税するという間接税となっております。13 ページの(5)に書かれていますとおり売上げが 1000 万円以下の業者は消費税の納付が免除されます。ただし、仕入れ額にかかる消費税分は仕入れ時に支払うこととなります。また、年間売上が 5000 万円以下の場合、簡易課税制度といって仕入控除について、仕入れ額に関係なく、一律、みなしの仕入れ率 50%を適用する制度を選択することもできます。今回調査した 70 施設では、年間売り上げが 1000 万以下の業者が 22 施設の 3 割、簡易課税制度を選択している施設が 42 施設の 6 割という結果でした。消費税率の改定の検討につきましては、消費税を含む営業費用項目を 5%から 8%に換算して計算をする必要がございます。

ます

それでは、続きまして **16** ページをご覧ください。入浴料金改定の可否検討のポイントをまとめました。まず、ひとつめが平成 **24** 年標準公衆浴場 **70** 施設の経営状況調査結果からですが **1** 日の大人 **1** 人あたりの営業費用が **424** 円と現行の大人入浴料金 **410** 円を **14** 円上回っていること。二つ目が年間営業費用合計が年間入浴料金収入合計を上回っていること。**2** 番目として消費税率が **5%** から **8%** に改定されること。**3** 番目として燃料費・電気料金が平成 **24** 年以降上昇傾向にあることが上げられます。

これらのポイントを踏まえまして、別紙 **2** をご覧ください。これまで、ご説明させていただきました平成 **24** 年の年間平均の **1** 浴場あたりの入浴料金収入、営業費用の結果、燃料費等の増加率、消費税率の改定をもとに入浴料金の推定値を算出いたしました。左上に平成 **24** 年の年間入浴料金収入を記載しています。その下に平成 **24** 年の営業費用を記載しています。まずは、表中断の (A) 列をご覧ください。平成 **24** 年の実績で、大人 **1** 人あたりの営業費用を計算しましたところ表の下から **2** 行目に示していますとおり **424.9** 円となりました。続いて (B) 列をご覧ください。(A) の営業費用の消費税に関する項目 (*) がついている項目ですが **5%** から **8%** に換算したしましたところ、大人 **1** 人あたりの営業費用は、**437.2** 円となりました。同様に (C) 列で **10%** に換算した場合、**445.4** 円となりました。続いて (D) 列ですが (A) の値は平成 **24** 年実績ですので燃料費等は平成 **24** 年当時の燃料代になりますので、現在の燃料費、電気料金、人件費の増加率を含めて計算したところ **447.7** 円になりました。(E) 列は、(D) を消費税率を **8%** に換算した値で **460.6** 円、(F) 列は消費税 **10%** に換算して **469.2** 円という結果になりました。また、備考欄に算出方法を記載してございますが注 **6** をご覧ください。厚生労働省の通知では、さらに経営調査に資本報酬も加えることとなっておりますが、個人営業の施設数の割合が多いこともあり今回の営業費用算定には含めていません。しかしながら資本報酬を加えた場合、算出されました大人 **1** 人あたりの営業費用の額に平均で **43** 円を追加することとなります。また、人件費ですが、青色申告書では、従業員のみ額が記載されており、営業主の人件費は含まれておりません。今回の調査では、従業員数の平均は **2** 人となっております。次に、別紙 **2** の **2** 枚目の別紙 **3** に大人、中人、小人の入浴料金を変更した場合の **1** 日の入浴料金収入をまとめています。**1** 例を申し上げますと、左上をご覧ください。大人 **410** 円、中人 **130** 円、小人 **60** 円の場合、**1** 日の料金収入は **4万3340** 円となります。別紙 **2** の (A) の **1** 日あたりの費用を見ますと **4万4612** 円ですので、早見表では、大人料金が **420** 円ですと **4万4380** 円で不足となり、**430** 円をいただければ **4万5420** 円で **1** 日の営業費用がまかなえること

になります。また、別紙 3 において中人、小人の料金を改定した場合の 1 日の入浴料金を示していますが、中人、小人の利用人数が少ないことから、ご覧のとおり中人、小人の利用料金を変動させても 1 日の料金収入には大きく変わらない状況でございます。一番上に 1 日平均利用者数 105 人と記載しておりますが、これは、年間料金収入をすべて大人で換算した数であり、かっこ内の人数は、料金収入と基礎調査で得られた大人と中人と小人の利用者数割合から算出した人数であるため、全体の人数が異なっています。

その他、参考資料として 17 ページに全国公衆浴場入浴料金統制額を添付しております。また、18 ページに各市町村で行っている公衆浴場の補助対策事業を添付しています。説明は以上でございます。

小田会長 : ただいま、事務局より説明があったわけですが、まず、資料の内容についてご質問・ご意見等がありましたら、お願いします。

浦田委員 : 今日はお忙しいところ、足元の悪い中ありがとうございます。ただ今会長さんから話がありましたけれども、数字を見させていただきまして我々もはっきり言って、やはり値上げをお願いしたいです。資料の説明にもありましたが、4 月から消費税も上がる、電気代も上がるなどいろいろ値上げされる一方で非常に苦しいということで廃業が相次いでいる中、やはり改定をお願いしたいということでございます。詳しい資料は参考にさせていただいて、我々も参考にはしていきますけれども、いっぺんにこの資料を理解するのは難しいところがありまして、数字を言わせていただいてもいいでしょうか。

小田会長 : どうぞ。

浦田委員 : 大人料金 450 円、大人が上がった分、子ども料金も上げていただきたいというのが我々の理事会等の意見でございます。代表としてお話をさせていただきました。よろしくをお願いします。

小田会長 : ありがとうございます。それでは消費者側の皆様からご意見賜りたいと思います。

佐伯委員 : 連合大阪の佐伯でございます。先ほどの色んな報告を聞きまして、今おっしゃったみたいに現時点でも赤字が出ているという状況でございますので、改定もやむなしかなという風に考えております。参加させていただいた前回の分でございますと 20 円改定をしたというのがございますので、やはり 20 円ぐらいかなと。もしくは例えば、消費税 10% の分もございますので、それも含めたら 30 円ぐらいかなと。

小田会長 : 30 円アップということで。

佐伯委員 : 消費税が 10% に上がった際に値上げしないということであれば 440 円、上がった際に再度検討するというのであれば 430 円ぐらいかなと。

小田会長 : 今回は実態に即したデータを事務局の方で努力していただきまして出してい

いただきました。したがって実態を反映した数字を使っておりまして、議論が前に進みやすい、いい材料を提供していただいたと思っております。

小柳津委員：先ほど理事長から電気、ガスが4月から上がるという話がありましたが、もう一つ隠れたものがありまして、工事費、材料費などが震災以後上がっておるんです。その部分も加味していただきたいと思います。

武富委員：営業費用の中で消費税がかかるのが9項目もありますよね。8%に対する値上げと、燃料費の値上げとかいろいろ考えましたときに、450円ぐらいまでの値上げで、460円になるとちょっとしんどいかなと思います、ただ、そうすると利用する方にとってはすごく大きな負担になるので、そこから先は福祉の項目かなと思っています。統制価格でありながら消費税がかかるということを考えると、そういう考え方も持っていないといけないのかなと思っております。

田川委員：大阪消団連の田川でございます。先ほどもご意見があったように、消費税が8%から10%になっていくということでは、公衆浴場という福祉的そして公衆的に社会的にも弱者に対する援助をどうしていくかというのが、ここは料金の問題ですけども、ぜひ行政の皆さんからも、富裕層に対する消費税だったらわかるんですけども、ほんとに薄い層から掠め取るという消費税の制度に対して、やっぱり行政の方からもこういう制度はおかしいという声を上げていただきたいし、私たち消費者側からもせめて食料品とか日常生活に係る部分についてはもう少し控除してほしいということを運動としてやっていきたいなという風に考えています。

450円になったら2日に1回にしようかなと考えるのが普通の庶民の考え方じゃないかなと。結局値上げしても来なくなったら大変ですので、そのあたりをご配慮いただけましたらと思っております。

ただ、生野の場合はお年寄りも来てるんですけども、外国人がすごく多いので、この辺のところ、あの人たちの生活がわからないというのが現状なので、そのようなところも考えていただきたいと思っております。

小田会長：料金だけではなくて、色んなほかの政策を加味して、消費者の立場を守るような政策をやってほしいというご希望だと思います。

入浴料金については色々な要因が入ってまして、色々な立場の利益を考えないといけませんので、料金一本で決めるというのはなかなか難しいんですけども、料金を決めることによって大阪府の消費者と業者の立場を守らないといけないので難しいんです。料金だけで色々な目標を達成するのは難しいんですけども、今のところ料金を決めることをこの審議会を考えて、その他の事については、また後日取り上げることにはしたいと思います。

佐伯委員：先ほどの件と少し関連するのではございますが、前回の資料をもう1回見て

おりましたら、大阪の特徴的な部分かなと思いましたがのは自宅に浴室がない割合が他の県に比べても高いという風に思います。特に大阪市では**6%**、府全体でも**3.4%**ということで、東京などでは**2.2%**ということを考えれば、大阪の特徴的な面であると考えますので、先ほど説明いただきました**18**ページの中で色んな補助対策というのが実施されていますが、**26**年度以降もこれはずいとも続けていただきますように行政的にもご配慮いただきたいと思ひますし、料金だけでは解決できない部分というのを補っていかなければ、業者さんも大変だと思いますので、よろしくお祈ひします。

小田会長 : 業者の方々も入浴客を増やすような多様な施策をやっておられて、色々努力されていることはわかります。その点、今後も一つ努力をお祈ひしたいと思ひます。

資料の**16**ページを見ますと、現在でも**14**円費用が上回っているということですから、これはもう業者にとっては大変な状況だとよくわかります。**4**月から消費税がアップするというのも決まっておりますので、そういう状況を皆さんにご理解いただいて、料金を上げる方向で検討したいという点については皆さんにご同意いただきたいと思ひますが、よろしいでしょうか。

各委員 : (異議のある旨の発言なし)

小田会長 : それでは値上げの方向で検討することにして、まずは先ほど説明がありましたように、中人、小人は大阪ではずっと上げてきていませんので、アンバランスなことがあるのは事実です。ですから、これについてもあとで検討しますが、とりあえず大人料金について方向性を見出したいと思ひます。消費税だけではなく燃料費も加味すればさらに上がりますが、営業者側としては**450**円という提案でよろしいでしょうか。

浦田委員 : 先ほど田川委員がおっしゃったように、客離れも当然気になるところでございますので、今まで消費税なしで**30**円が最高だったんですよ。今回は消費税が入ってきますので**450**円という話をさせていただきましたけれども、これはやはり会長さんや皆さんとお話していただいて、上げる方向で間違いないと言っていたいただきましたので、我々も理事会等でじっくり話し合っていくたいなと思ひます。

細見委員 : 料金が上がることは了承しましたが、どれぐらいになるかというところで、質問があります。別紙**1**の資料を見ますと、営業費用の平均が**424**円となっています。規模にもよると思ひますが、例えば**51**人~**100**人の規模でやっておられて営業費用が**300**円のような例もあります。これは赤字ということなのでしょうか。実態はどうなのでしょう。

事務局 : 今出させていただいているのは営業経費を入浴人数で割って一人当たりどれくらいかの費用がかかっているかを表したグラフでございます。それぞれが赤

字になっているかは反映できていないですけれども、それぞれの施設で見ると赤字のところと黒字のところがあります。営業費用の燃料費、修繕費などだけを算出して、人件費の部分を収入として考えた場合に、プラスになっているところとマイナスになっているところがございます。全ての施設が赤字というわけではございません。

細見先生がおっしゃっているように、このグラフだけを見ると料金より一人あたりの営業費用が上回っているところについては、それだけではやっていけないというデータになっております。そのような中で、営業外収益やその他収益という形で表記しておりますが、色々な事業を併設してやっておられて入浴料金分を補っておられる公衆浴場もございまして、営業費用の中の減価償却費というものはキャッシュフローには直接影響していませんよ。ですから、長年で見ると施設が老朽化してきたときにまた投資をしないといけないということですけども、帳簿上はこういう風な費用を積み立てるということで減価償却費として積み立てておられるわけですね。ですからこういう風な費用も含めて、その日その日で費用を回しておられるというような実態も浮かび上がってくるのかなというように解析をしております。

- 細見委員 : あくまで入浴料金だけでということですね。
- 事務局 : そうでございます。
- 細見委員 : すると別紙 2 で、どれぐらいかかるかというのであるんですけども、現在は **447. 7** 円かかっていると理解すればよろしいでしょうか。
- 事務局 : 平成 24 年度の調査した結果では、一人あたり **424. 9** 円ということになりますので、現状でも入浴料金と約 **15** 円の差が出ているということです。
- 細見委員 : **447. 7** 円は。
- 事務局 : これは平成 24 年の実績に燃料費や電気料金など、24 年から今までで上がっている費用を想定しますと **447. 7** 円になるということです。
- 細見委員 : そうすると現状がこれだということですね。
- 事務局 : そうでございます。24 年の時点で差が **14** 円ですけども、今現在は消費税は **5%** ですけども想定では **37. 7** 円ぐらいの差が出ているという結果です。
- 細見委員 : もう一つですが、例えば **450** 円に値上げをした場合、全国の統制額と比べると、東京と同じになります。内風呂の普及率が全国で一番低い、けれども値段はトップクラスになるという懸念がありますが。
- 浦田委員 : 東京都の組合も **500** 円を審議会にかけるとは聞いております。そういうことなので、はっきりとは言えませんが、大阪が東京並みになるということはありませんか。
- 事務局 : 資料の 17 ページに全国の表と施行日を記載しております、大阪では **20** 年 **4** 月 **21** 日ですけども、今浦田委員のほうからありましたように、我々の方で

も東京都の審議会の状況を聞きましたところ、料金改定に向けて審議をされることを確認しております。ただ、いくら改定されるかということは我々は想像できないですけれども、少なくとも消費税のアップにあわせて東京都では大人**450**円を改定に向けて対応されているということは確認しております。先ほどの数値ですが、**70**施設のうち**43**施設が赤字の状態です、この調査では入浴料金収入と必要経費の比較ということで出させていただいています。

小田会長 : 今日高尾先生は用件があって欠席ですが、高尾先生からメールでご意見をいただいているのでご披露させていただいてよろしいでしょうか。

高尾先生の意見は「基本的に公衆浴場の経営で考慮しなくてはいけない点はコストの増加ではなく、収入の減少である、つまり利用客の減少が原因であると考えます。今後消費税が**8%**さらには**10%**が予定されております。さほど期間を経ず消費税が**10%**になる可能性にも鑑み、資料におけるコスト上昇を考慮しないケースの**437.2**円及び**445**円が議論の前提になるべきではないかと考えています。その中間を取るというわけではないのですが、今回は**30**円値上げをして**440**円にし、さらに仮に消費税が**10%**になったとしても**440**円の料金を改定することなく、今後も引き続き**440**円で長期において公衆浴場の経営をしていただきたい。」というものです。

椎葉委員 : 東京以外の方向性というのは。

事務局 : 各都道府県によりさまざまな状況でございます。静岡県が**360**円から**400**円へ**40**円のアップ、兵庫県ではまず消費税分**10**円をアップ、今後**10%**になったときに再度検討、奈良県が**20**円アップで**430**円というのが話が出ているところでございます。今消費税に向けてご審議いただいているのは他の都道府県でも同様でございます、東京は現在**450**円ですが審議に入っていると聞いております。

辻委員 : 先ほどの事務局の説明でありました別紙**2**では平成**24**年の実績で**424**円ということですが、燃料費等を加味して消費税が**8%**になったときには**460**円の経費がかかると。受益者負担の考え方に立てば原価は負担していただくという考え方もあると思いますが、公衆浴場ということもありますし、現状が**410**円ということで、浴場経営者の方が実際**460**円かかるけれども経営努力で**450**円でおっしゃっていただいていますので、その辺の差をどうやって埋めていくかということなのですけども、先ほど高尾先生から提案のありました額が妥当かなと思います。

小田会長 : 今、高尾先生の意見にサポートいただいたんですが、大人で**30**円アップで**440**円ということでいかがでしょうか。消費者にとってはかなりの負担になりますけれども、やはり浴場あつての消費者ですし、消費者あつての浴場ですからお互いに大阪府民ですから痛みを分かち合っていないといけないと思いま

す。とりあえず大人については **30** 円アップで意見をまとめたと思いますが皆さんいかがでしょうか。

佐伯委員 : それは消費税 **10%** も含んだということでしょうか。

小田会長 : そうです。仮に消費税が **10%** に上がったとしても **440** 円で頑張っていただくということで提案させていただいています。

事務局 : この審議会では改定の額を定めていただくんですけども、これは今回消費税 **8%** になったときにどうするか議論をしているんですが、**10%** に上がったときの想定をして、ある程度こうやってお話をさせていただくのは問題ないんですけども、ただ **10%** に上がったときに他の経済状況が全く一緒であれば **10%** に上がってもこの値段で行きましょうという審議会としてのまとめ方ではないと思うんですけども、もし **10%** に上がったときに燃料費や電気代が高騰したり、色々な社会状況で大きくなったときに、**2** 年前の審議会でこう決めたから料金改定はしませんよという縛りまではかけていただくのはだめかなと思います。ただおっしゃっていただいていることはそのとおりだと思います。ですから今のような状況が続いた中で **10%** になることも加味して改定額を決めさせていただくというのはいいと事務局としても考えております。

浦田委員 : **10%** になったときにはやはり、今あげないということを約束してしまいますと、組合の中で突き上げがくると思います。やはりそのときに言われた状況によって審議会を開いていただきたいと思います。もちろん、**10%** になったときに上げないでいように努力はしたいと思っております。

小田会長 : そういう提案があるということは前提で、その上で今回は大人については **440** 円、**30** 円アップということで意見をまとめたと思います。よろしいですか。

各委員 : (異議のある旨の発言なし)

小田会長 : それでは次に中人、小人についてご議論いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。ずっと据え置いておりますので、料金体系からいうとちょっとアンバランスであるということは事実なんですけど、他方、小人、中人に対する配慮ということもあるので、積極的な意味で上げないということもありうるわけで、これについてご意見がありましたらお伺いしたいと思います。親と一緒に小さいお子さんが来られると、そういう方に対する配慮という意味もあって上げないというのも一つの方法だと思います。

宮前委員 : 中人については東京は今 **180** 円、小人は **80** 円ということで、小人については **20** 円の差ですが、中人では **50** 円という差がついておるんですけども、小学校 **6** 年生が中学校 **1** 年生になったとたん、今回 **440** 円ということになれば **310** 円の差ができてしまいます。これはあまりにも不釣り合いというか、**18** 年値上げしていないということを知りまして、利用者のほうからするとどうい状況になっているかといいますと、中学生になったとたん子どもたち

がお風呂に来なくなるんです。なぜ来なくなるかというと、中学生に上がって同じ風呂屋に行くと中学生とばれてしまうからです。ですから、子どもは賢いので、親も「どこか知らん風呂屋行っておいで」と、面の割れていないようなちょっと離れた風呂屋さんに行くんです。そしたらその風呂屋さんもおかしいなと思うんですけども、顔も見たことないし体も大きくなってきているんですけども、中人の価格で入れてしまうということが半年から1年近く起こります。毎年4月になると起こっています。中人と小人の来店の割合が少ないといわれるんですけども、現状はすでにおかしい状況になっているんです。ですから東京と比較しても50円も差がついているということ自体がすでにおかしな状況になっておりまして、特に中人があまりに値段が低すぎる気がしまして、他の都道府県の値段と比較いたしましても大阪は低いです。このようなことを考慮していただきたいと思います。

田川委員 : 先ほどの30円の値上げやむなしというのはわかるんですが、10%になるときというのは、政府でさえもこの8%になった時点で経済がどうなるかというのは本当に大変なことになる、まして高齢化社会ですし、440円になって中人料金140円ということなので毎日600円というのはどうしても要ると、これが30日行くと18000円ということで、営業者がどれだけ費用が必要かというのは出ているんですが、大阪府の平均家庭の収入は出ていません。実際には子どもがいる所帯で、夫婦二人と子どもで持ち家のないところで持ち風呂がないということ、今は府営住宅でもお風呂を付けてますから、そういう状況の中で1ヶ月14万から15万の生活をされている方に対して18000円というのは、家賃が大阪なら最低5万要りますから、それに食費が5万円かかると計算していったら、残る額は4万円か3万円で、その中から2万円近くがお風呂代にかかるということ、確かに子どもの料金も上げて欲しいというのはわかるんですが、600円になってしまいます。絶対ジュース飲まさないといけないし、そうなったら120円、コカコーラでも150円にするとしたら、1日行ったら1000円要ると、月3万円近いお金を本当に出せるのか、なら2日に1回にしよう、子どもをお風呂に入れなくていいということになれば、本当に子どもたちの成長のためにも、140円が安すぎるというのはわかるんですけども、平均の生活実態が出されていない中での料金改定は辛いものがあるなと思っています。

浦田委員 : 今のご意見はよくわかるんですが、我々も子どもからそんなに高くは取りたくないんですが、もともと大阪府で月1回の土曜日に大人1人につき子ども3人、中人小人にかかわらず無料でやりました。今日は市の部長さんも来ておられますけども、大阪市において固定資産税の減免が廃止になるという話が市長が変わったとたんに出て、お願いに行っても何とか25年度は継続、そして

26年度については話の最中なんですけども、2分の1になるというのは間違いないという話から、そして去年、おとしのときに大阪市に対して色々お願いをした中で、市長さんが子どもについてはいくらでもお金を出すと、ある議員さんが言われて、私も理事会等で検討して、去年4月から月1回土曜日に大人1人につき子ども3人無料ということを実施しております。そういうことで努力はしています。だからそういうことを考えたときに、それ以降何の音沙汰もなくやられっぱなしで、サービスだと思ってやってくれと組合員さんに言っているんですが、かなり突き上げもありました。しかしながら、やはり田川委員が言われたように子どものことは将来も考えることが大事だなという思いであります。たくさんとは言いませんが多少の値上げはお願いしたいと考えます。

小田会長 : 小人、中人について議論していますが、現行の料金をどうするかということについて他にご意見ありましたらお願いします。確かにずっと据え置いているので提案したいんですが、小人については据え置きで中人については20円アップして150円というのはどうでしょうか。

宮前委員 : できましたら中人、小人ともに20円アップがありがたいんですが、先ほど田川委員がおっしゃいました値上げすると600円かかるというのはごもつともな話でございます。我々の立場からしても内風呂にない価値を提供している立場でございますので、広いお風呂で、付加価値でサウナや露天風呂など色々な営業努力をいたしまして、内風呂で味わえないような価値というものもこの値段の中に営業努力で入っておりますので、その辺のことも考えていただきたいと思えます。

武富委員 : 中人、小人の料金についてですけども、確かに子どもの成長、健康、衛生面を考えると、入浴は毎日の大切なことだと思います。そうなってくるとお風呂屋さんにだけその費用の負担をおかけするのはどうかと思います。そうすると行政が出張ってきていただかないとどうにもならない、今日のご出席ではないですけども、そこらへんの話になってくるのではないかと前回でもそう思いましたので、健康、福祉、衛生面が出てくるのでお風呂屋さんにだけ任しておくことではないかと思えます。

小田会長 : 大阪府も大阪市も財政的に大変でしょうから難しいことは事実です。

辻委員 : 行政からということで、具体的には補助金という話だとは思いますが、補助金になりますと、税金を投入するという話になりますので、また別の議論になってくるのかなと思いますので、この審議会では今現状なされている助成を踏まえた上で、あるべき受益者負担がどれくらいかという議論を進めていく場かなと思っております。

細見委員 : 1日あたりで中人4%、小人3%の利用があるけれども、大人1人で来る方が

圧倒的に多いということですね。そうすると家族 3 人一緒に来た場合、ご指摘のように千円札が飛んでいくような感じになりますから、ちょっと控えようかなとなりますね。お風呂に対する次世代の愛好者を残すという判断もありかなと思います。大人は上げるけれども、家族でみんな来てくださいますよということでは子どもは据え置くという判断もいいのではないかと。

小田会長 : そういった側面も考えなければならぬと思います。ですから、そういった側面を考えるか、料金体系のアンバランスを是正するかという二つの側面があるということです。

宮前委員 : 今のご意見なんです、現場の方といたしましては実際には反対になってしまふんです。先ほど言いましたように小学校 6 年生が中学生になりますと、半年から 1 年間顔の知れていない遠くの風呂屋さんに行くんです。そのあとどうなるかといいますと来なくなるんです。それが私たちとしては困りまして、中学 2 年生、3 年生になると完全に大人になるんで小学生では通らなくなるんです。そしたらその子は元の風呂屋に戻ってくるときに 410 円払って来るかと言ったら来なくなってしまうんです。つまりどうしてるんだという家簡易のシャワーを浴びておくとか、そういう風な状況になるんです。ですからなぜそんなことになるかという、いつも感じるのは中人の料金が安いのにこしたことはないんですけども、安すぎて今の時代背景に合わないんです。ですから東京みたいに 180 円や 200 円近い値段で設定されておると、そのまま中学生になっても倍ちょっとぐらいの値段になるんですけども、今の大阪の場合、3 倍以上になってしまっているんです。あまりにも開いてしまったために当初の 1 年ぐらいはごまかして他の風呂屋さんに行くんですけどもその後行かなくなってしまうと。それが結局またお客さんの減少につながっていくんです。そういう風な状況になっているのも事実でございます。

小田会長 : やはり料金体系のアンバランスで考えると今おっしゃったような状況です。払う側からすれば安いことにこしたことはないですが、先ほど私が言いましたように、小人についてはお母さんと一緒に来るということで、福祉の面を考えて 60 円をお願いしたいと、ただ中人については、やはり長らく据え置いていますし、体系的に見ても少しアンバランスに感じますので、ご無理をお願いして恐縮ですが 20 円アップでいかがでしょうか。

田川委員 : 中人は小学校 6 年生までですよ。そうすると今、乳幼児医療も中学校卒業までということになりますので、中学生までを 180 円ぐらいにして、高校になればアルバイトもしてくれるでしょうし。中人というのはあくまで小学生だけですか。

事務局 : 国の基準では 6 才未満が小人、6 才以上 12 才未満が中人、12 歳以上が大人ということになっていまして、小学生で見ると 12 才は 6 年生が入ってきます。

12才が一番わかりにくいところだと宮前委員もおっしゃっておられたんですが、大阪府の組合では小学生という単位で区切っていただいていると、つまり12才でも中人の料金を取っていただいているということでございます。ですの国で国の定めた年齢設定でいきますと12才は大人料金になります。ただ、それは大人料金を下げて支払うというのを認めないことはございません。あくまでも最高統制額でございますので、その料金で取ることはぜんぜん問題ありません。ただ以前に、年齢の問題でややこしくなったこともあったので、組合では幼稚園児、小学生、そして中学生以上は大人としていると聞いております。

小田会長 : 料金を払っていただく際に確認はしていますか。

浦田委員 : していません。

小田会長 : 年齢で区切るか、小学生中学生で区切るか難しいんですけど、実際は本人が小学生か中学生かということだけ聞いているということですよ。年齢を聞いているわけではないですよ。

浦田委員 : 聞いていません。我々も中学生料金を考えたことはありました。府の方には言っていなかったんですけども。中人を中学生までにとさきほどおっしゃっていましたが、話としては理解できるんですが、それをしようとすると大変な作業、周知が必要になりますし、もちろんこれがいいのかどうか府のほうにも聞かないといけません。組合で中学生料金250円でいこうと決めたこともありましたが、ところがそれよりも先ほど言わしていただいたように親子ふれあいデーを無償でやっているんですが、それを増やした方がいいだろうと、料金を設定するとややこしくなるということからそれはしていないんです。もし、中学生料金がいけるのであれば、今回ではなくても将来的にできるのであればいいかなという思いはあります。

田川委員 : いわゆる義務教育でいくと中学校までは義務教育ですから、当然その子達が中学生になったときに来なくなるということを聞くと心が痛みます。一番汗かいて一番おなかすいてる時期に夏場のことを考えたら涙が出そうな話で、どうすればいいのだろうと思いますが、大体中学生になったら1人で来ますよね。そういうのもこれから先日本の伝統文化を守るためにも考えていただけたらと思いました。

浦田委員 : 中学生料金についてはまた話し合っていきたいと思います。

小田会長 : それでは、何才をもって中人とするかは次回検討することにして、とりあえず現行の制度で先ほど私が言いましたように、中人を20円アップして150円、小人についてはやはり、お母さんと一緒にたくさん来て欲しいということを配慮して60円据え置きという提案を再度させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

- 各委員 : (異議のある旨の発言なし)
- 小田会長 : 消費者の方にはご負担をおかけして大変心苦しいのですが、そういうことでまとめさせていただきたいと思います。他にご意見がなければ料金改定については、今申し上げたように、大人を **30** 円アップして **440** 円、中人を **20** 円アップして **150** 円、小人は **60** 円で据え置きという形で意見をまとめさせていただきたいと思います。
- 事務局 : 辻委員におかれましては、議会の関係がございまして、審議の途中でございましてけれども退席されるということです。よろしくお祈りします。
- 小田会長 : まだ時間がございまして、浴場をめぐる色々なことについての意見がございましたら、参考にさせていただきたいと思いますので、ご自由に発言をお祈りしたいと思います。
- 浦田委員 : 中学生料金をするとしたら問題はないのでしょうか。
- 事務局 : 中学生料金というのは、今大人になっているわけで現行であれば **410** 円まではもらえるという風に考えていただければいいわけです。統制料金というのは上限ですので、上限を上回らなければいいので、組合ごとに **410** 円を上回らない範囲で中学生料金を決めていただくというのは法律的には何の問題もないと考えます。
- 小田会長 : それでは先ほどの内容の答申を次回の審議会、**3** 月の下旬になるかと思いますが、最終決定をする場を設けたいと思います。私からは以上です。事務局にお返しします。よろしくお祈りします。
- 事務局 : 小田会長をはじめ、各委員の先生方、長時間にわたりご審議賜りありがとうございました。次回の審議会の日程等につきましては、改めて調整させていただきます。本日は、まことにありがとうございました。以上を持ちまして、閉会とさせていただきます。
- 本日ご審議いただきました内容につきましては、次回お諮りする答申案の方向性でございまして、答申案の中に本日いただきました額の方向性をお示しして、そして消費者団体の委員の先生方からのご意見もございました福祉的な観点でございませうか、そういうものにつきましては答申書の案の中に盛り込むという形を想定してございませう。ですから、本日、額の決定というような形の決議というわけではございませう、あくまで方向性という形でご意見賜ったというような形で承りたいと思いますので、ご認識のほどよろしくお祈りします。次回、会長からもご指示のありました答申案につきましてお諮りするというような形の第 **3** 回の審議会ということでご了承いただきますようお願いいたします。
- 浦田委員 : いつ料金が決まるのかとよく聞かれます。**6** 年前は **4** 月 **20** 日ということでしたが。

事務局 : 先ほども申しましたとおり、本日方向性を出していただきました。大人 **30** 円アップ、中人 **20** 円アップ、小人据え置きという方向性を出していただきましたので、それを軸に我々事務局の方で次回の第 **3** 回審議会にいただく答申の案を作成をいたします。その案の中には消費者団体の方からも色々ご意見があったようなことも踏まえた答申書にするということでございます。その案をこの審議会です承していただきましたら、その答申をもって庁内の手続きに入ります。答申はあくまで答申ですんで、決定はあくまで知事がするということになります。次回 **3** 月の末に行います審議会で、答申をいただければ順調にいけば先ほどおっしゃったような **4** 月の中旬から下旬にかけての改定は可能かと思えます。

小田会長 : 周知期間が必要なのではないのでしょうか。

事務局 : それも含めて最短で **4** 月の **15** 日から **20** 日というようなことになろうかと思えます。

浦田委員 : 入浴券があるので今のものが **3** 月 **31** 日で期限が切れるんです。それで我々の場合は値上げのときに、前もって券を買ったからそのままいけるというわけではなく、当然知事が決定した日からしか値上げできませんし、券に関しては **3** 月 **31** 日で切れるんです。前回と同様決定した日から **30** 円、**20** 円プラスしてもらおうという形によろしいですね。

事務局 : はい。